

金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務に関する廃止届出書

年 月 日

関 東 財 務 局 長 殿

届出者 登録番号 関東財務局長（金商）第 号  
郵便番号  
住所又は所在地  
電話番号 （ ） -  
商 号  
又は名称  
氏 名  
（法人にあつては、代表者の役職氏名）

金融商品取引法第 63 条の 3 第 2 項により準用する同法第 63 条の 2 第 3 項第 2 号の規定（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行っている場合にあつては、同条第 3 項の規定に準用される法第 63 条の 2 第 3 項第 2 号の規定又は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務を行っている場合にあつては、同条第 5 項の規定により準用される法第 63 条の 2 第 3 項第 2 号の規定の規定を含む。）により、以下のとおり届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

※顧客取引の結了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還が行われているか等について確認できる書面の提示を求めることがあります。